

CAP 制について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2019年6月28日）

学生意見箱「令和元年度達示第40号・京都大学通則の一部改正について」の【回答】4において、“CAP 制の対象科目については、原則として卒業要件に算入できる全ての授業科目（全学共通科目、学部専門科目含む。）が対象となります。”とありましたが卒業要件に算入されないもの、卒業要件により定められた単位数を超過するものの登録は履修科目の登録数の制限を受けないということですか。私はそれを求めます。

【回答】7について、講義・演習（授業15時間＋授業外学修30時間）、実験・実習及び実技（30時間＋15時間）という数字は実際に授業を受けている私を感じるに、かなり現実と乖離しています。実際の授業が要求する時間はこれを超えるものもあれば、大きく下回ることもある、と相当ばらつきがあると思われます。それにも関わらず画一的に上限を定めることは学生に不要な負担、アンバランス、不自由な学習を強いる可能性があると考えます。京都大学は授業アンケートのデータが利用可能であったと思いますがどのようにお考えですか。そもそも同じ科目であってもその習得にかかる時間は個々人の特性やあらかじめ持っている知識によって大きく変わるはずで、少ない時間で科目を修められる人が不要な制限を受けることを心配します。

【回答】8について、第4学年の特別研究が5単位しかないことや、学年が上がるごとに一つの科目が求める授業外の学習時間が増加すること（または、学生がそう考えていること）などが関係しているのではないですか。また現在では学年が上がると就職活動や大学院入学試験などで授業に出られなかったり、忙しくなることも考えられます。そういった内情を無視し、見た目のバランスを取るように制限を設けることは学習の自由を狭めているうえに、「必要な授業時間外学修時間を確保し、学修を深めることができるよう」に仕向けているとはとても思えません。ちなみに、1回生の履修登録が多いのは、先が見通せないことによる不安も関係していると考えます。この不安を取り除く、という方針はありませんでしょうか。

【回答】9について、“慎重に審議の上、然るべき過程を経て決定”とありますが、この過程について【ご意見・ご要望】1にて“この達示の制定の経緯（発案者・発議・大学内部における承認の過程等）を詳細に説明願います。”と質問されていますが、“1. 学内会議及び各学部からの意見を踏まえ、教育研究評議会で決定しました。”という回答はとても詳細な説明とは言えないと思います。

このCAP 制は柔軟性に大きく欠き、多くの学生が弊害を被る可能性があると思います。現実から目を背け、形だけ国が定めたルールに寄り添ったようで学生のことを考えていると思

えません。私もまた、この改正の修正を要望します。また、対象外科目や例外を認めること
によって学生に対し柔軟に対応することも求めます。

【回答】（回答日：2019年8月5日）
（教育推進・学生支援部教務企画課）

下記のとおりご質問に回答します。

1. CAP 制の導入に伴い、学生への不要な負担や不自由な学修を強いる可能性があるとは考
えておりません。
なお、特に優秀な学修成果をあげるなど、一定の条件を満たす学生に対しては、上限単位
数を超えた履修を許可することを可能としております。
2. 半期 30 単位としても、年間 60 単位、2 年回生までで 120 単位の履修が可能であり、就
職活動等に影響があるとは考えておりません。
また、1 回生の履修登録で先が見通せないことによる不安等がありましたら、各学部の教
員及び教務事務に相談してください。
3. 学生への教育カリキュラムの提供に対する責務を負う本学・各学部が、慎重に審議の上、
然るべき過程を経て決定しましたので、取り消し・修正等を行うことは考えておりませ
ん。
なお、CAP 制の対象外科目や例外外科目については、各学部において検討されます。